

第3回 遺伝子組換え表示制度に関する検討会（2017年7月19日）



「トップバリュ商品」の遺伝子組換え表示

イオンリテール株式会社
グループ品質管理部 部長 岸 克樹
岩崎 直子

「トップバリュ商品」の遺伝子組換え表示についての取組み

遺伝子組換え表示は商品選択のために必要な表示

→表示義務に加え、任意表示(遺伝子組換えが検出できない8農産物を原材料とする加工食品)も枠外に表示

		遺伝子組換えのものを使用している		遺伝子組換えのものが含まれている可能性がある「不分別」		遺伝子組換えのものを使用していない	
		法律表示	トップバリュ表示	法律表示	トップバリュ表示	法律表示	トップバリュ表示
①遺伝子組換えにより組成が変化しないもので、DNA又は遺伝子組換えによって生じたタンパク質が存在する食品	主な原材料の場合（上位3位かつ5%以上）	義務表示	一括表示 枠外表示	義務表示	一括表示 枠外表示	任意表示	枠外表示
	副原材料の場合（主な原料以外）	任意表示	枠外表示	任意表示	枠外表示	任意表示	枠外表示
②遺伝子組換えにより組成が変化しないもので、DNA又は遺伝子組換えによって生じたタンパク質が存在しない食品	主な原材料の場合	任意表示	枠外表示	任意表示	枠外表示	任意表示	枠外表示
	副原材料の場合	任意表示	-	任意表示	-	任意表示	-
③遺伝子組換えにより組成や栄養価等が変化するもの（「高オレイン酸遺伝子組換え大豆」等）	主な原材料の場合	義務表示	一括表示 枠外表示				
	副原材料の場合	任意表示	枠外表示				

「トップバリュ商品」表示例(1)



- “遺伝子組換え検出不可の8農産物を原材料とする加工食品”についても欄外に表示
- “遺伝子組換えのものを使用していない場合”欄外に「遺伝子組換えではありません。」と表示

●名称:納豆●原材料名:【納豆】大豆(アメリカまたはカナダ)、納豆菌、【たれ】砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、魚醤、かつお節エキス、昆布エキス、酵母エキス、酒精、調味料(アミノ酸等)、【からし】からし、食塩、還元水あめ、酸味料、着色料(ウコン)、増粘多糖類、香辛料抽出物●内容量:納豆45g×3個●賞味期限:枠外天面に記載●保存方法:要冷蔵(10℃以下)
●販売者:イオングループ株式会社 J242 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

●「小麦、大豆」の成分を含んだ原材料を使用しています。

●【納豆】大豆・【からし】着色料(ウコン)(とうもろこし):遺伝子組換えではありません。

『任意表示』も欄外に表示

「トップバリュ商品」表示例(2)



- “遺伝子組換え検出不可の8農産物を原材料とする加工食品”についても欄外に表示



『任意表示』も欄外に表示



名 称	キャラメル
原材料名	水あめ、乳等を主要原料とする食品、砂糖、ショートニング、食塩、乳化剤(大豆由来)、香料(乳成分を含む)
内 容 量	300g(個包装紙込み)
賞味期限	反対面左下に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しい場所で保存してください。
販 売 者	イオン株式会社 J321 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

●「乳、大豆」の成分を含んだ原材料を使用しています。

- 水あめ(とうもろこし):遺伝子組換え不分別
(遺伝子組換えとうもろこしが含まれる可能性があります。)
- 乳等を主要原料とする食品(てん菜):遺伝子組換えではありません。

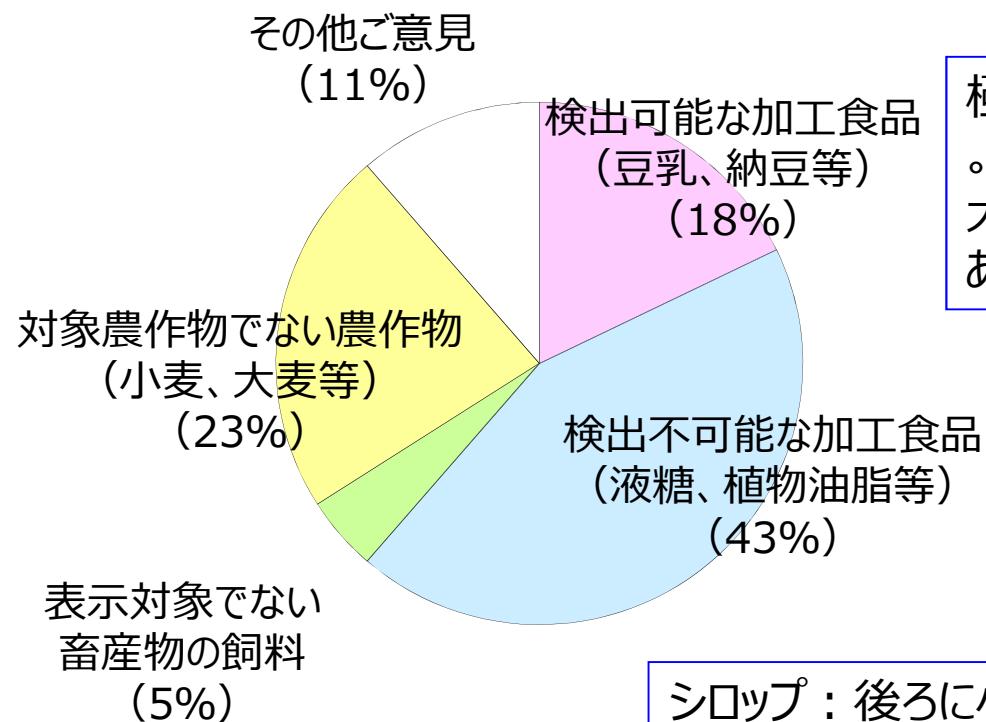
遺伝子組換えに関するお申し出について



調査期間：2015年5月1日～2017年5月30日

遺伝子組換えに関するお申し出件数：約400件(約200件/年)

遺伝子組換えについて書いてあるものと書いてないものがある。遺伝子組換えについて書いてあるものと書いてないものがあるのは何故か



極小粒納豆：遺伝子組み換えではないのか。遺伝子組み換えではありませんと、【納豆】大豆とか、からしとか かっこ書きで色々書いてあって、見方が分からぬ。



シロップ：後に小さく遺伝子組み換えとうもろこしが含まれる可能性がありますと書いてあるがそうなのか。

調査期間:2015年5月1日～2017年5月30日

遺伝子組換えに関するお申し出件数 : 約400件(約200件/年)

「不分別」の意味が分からぬ／「不分別」は食べても大丈夫か(44%)

● 「不分別」の言葉の意味を問うお申出

『遺伝子組み換え不分別と表示があるがどういう意味か』

● 「不分別」の表示の意味を問うお申出

『「不分別(含まれる可能性がある)」というのは、入ってるのが分からなくて記載してるので』

『「不分別」とは「入っている」と言う事実を濁しているだけなんでしょう』

『「不分別」害がないならなぜ記載するのか』

● 「不分別」の安全性を問うお申出

『パッケージに遺伝子組み換え不分別と書かれている物を最近よく見るようになった。

今までそんなに気にした事は無いが最近多いので気になった』

『「不分別」と記載があるが子供に食べさせても大丈夫か』

→ 「遺伝子組換え表示」「不分別」について十分な理解が得られていない
遺伝子組換え表示についてご理解いただくための取り組みが必要

- 小さなスペースに、多くの情報（「アレルゲン」「原料原産地」「遺伝子組換え」等）が表示されると、お客様にとってさらに見づらい表示になる恐れがある。

「優先順位」の考慮

- 安全に関する情報（アレルゲン）を見落とす危険がないこと
- 読み易さ（括弧書き内の記載の順序、文字の大きさ 等）など

- 義務表示の拡大に対応することが困難な事業者が生じる恐れがある。

「事業者の実行可能性」の考慮

- 複雑な原材料を单一原料まで分解、情報を収集して表示を作る仕組み
- 正しい表示を作成できる環境（人材等）など

- 遺伝子組換え検出不可能な加工食品（液糖、水あめ、植物油脂等）の表示により「不分別」表示が増加することが予想される。「遺伝子組換え表示」「不分別」について十分に理解が得られていない状況では、不安を煽ることにならないか。

「遺伝子組換え表示に対するお客様の理解」の考慮

- 「遺伝子組換え表示」「不分別」の対する理解の定着 など

1. 引き下げられた混入率で管理できない原料は「遺伝子組換えでない」との表示ができず、「不分別」表示が必要となる。

「原料調達への影響」の考慮

- 流通上、はしけ、サイロ等を経てバルクで輸送される各過程で混入率は徐々に増加するため、完全に混入を防止することは困難
(混入率引き下げによる「不分別」原料増加の可能性)
- 「遺伝子組換え」「不分別」に対し不安を覚えるお客さまのいる状況では、「不分別」を避け、非遺伝子組換え農作物の原料確保に集中することも予想できる
(原料原価の高騰による商品価格への影響の可能性)

「検証可能性」の考慮

- 「正しい表示」であることが検証可能か